

委員会提出議案第5号

地方における自治体病院の経営安定化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年9月18日 提出

提出者 文教厚生委員会

委員長 小西政宏

## 地方における自治体病院の経営安定化を求める意見書

地方の自治体病院は、不採算な診療部門を担い、かつ地域医療を支え、地域住民にとっても最後の砦として、へき地に至る様々な地域において、病病連携、病診連携、また介護施設や行政機関等と連携を図り、地域の住民の生命と健康を守ることを使命としている。

2040年を展望した医療提供体制の改革として、「地域医療構想の実現等」、「医師・医療従事者の働き方改革の推進」、「実効性のある医師偏在対策の着実な推進」を挙げる三位一体改革の推進が提起されるなか、地域の医療ニーズや実態を十分に把握し、2025年へ向けた医療提供体制の構築に向け、協議している。

地域医療の現場においては、医師の地域偏在、医師・医療従事者の不足により、タスク・シフト、タスク・シェアの実施も容易でなく、医療提供体制の確保には、大学病院等からの医師派遣に頼らざるを得ないなど非常に厳しい実態がある。安定した地域の医療提供体制の構築においては、医師の地域偏在、診療科偏在の問題解決は最重要の課題である。

また、消費税においては、従来、診療報酬に補填されているとはいうものの、消費税が増額されるたびに、医療機関に与える影響は大きく、そもそも診療報酬は公定価格として、非課税部分に対する課税仕入れに対し仕入れ税額控除が認められておらず、控除対象外消費税として病院経営を圧迫する要因の一つとなっている。

これら、実情を十分にご理解いただき、一律的な改革を推し進めるのではなく、地域の実態を十分に把握し、地方において安定した医療が提供できるよう、財政支援等と合わせ、下記事項について強く要望する。

### 記

1. 三位一体改革による2025年の地域医療構想の実現後も、地方の自治体病院における長期的な課題として根強く残ると考えられる医師の地域偏在、診療科偏在に対し、抜本的改革を図ること。
2. 医療機関における控除対象外消費税問題の抜本的解決を図ること。

令和 年 月 日  
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣